

財政健全化判断指標の公表

令和2年度の決算報告と合わせ、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「財政健全化法」という)に基づき、健全化判断指標を公表します。

財政健全化法とは

財政健全化法は、自治体の財政破綻を防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対し早期に健全化を促すためのものです。

この法律では、自治体が財政破綻しないようにチェックするため、5つの目安(指標)が示されています。

一つでも基準を達成しない場合は、早期に対応しなければなりません。

5つの目安(指標)とは

①実質赤字比率

一般会計を中心とした普通会計が赤字になった場合の、収入に対する赤字の割合です。普通会計が赤字でないかをチェックします。

②連結実質赤字比率

国民健康保険事業特別会計などを加えた全ての会計の合計が赤字になった

場合の、収入に対する赤字の割合です。全会計を合わせて赤字でないかをチェックします。

③実質公債費比率

収入のうち、どのくらいを借金の返済に充てているかを表した割合です。現時点での借金返済金額が大きすぎないかをチェックします。

④将来負担比率

収入に対する実質的な借金残高(これから返済しなければならぬ借金)の割合で、借金残高から貯金を引いた残りの額が年間収入の何%になるかを表した数値です。将来返済しなければならぬ借金が大きすぎないかをチェックします。

⑤資金不足比率

水道事業会計や下水道事業会計などの企業会計が赤字の場合の、事業規模に対する赤字の割合です。企業会計が赤字でないかをチェックします。

各指標の市の数値

左下の表のとおり、令和2年度決算において、③実質公債費比率が7.3%、④将来負担比率が65.9%となり、どちらの数値も早期の対応が必要となる基準を下回っています。

これらの数値を家計に例えると、年収の7.3%を借金の返済に充てています。また、将来的に返済しなければならぬ借金残高が、年収の65.9%ということになります。

前年度と比べた場合、③実質公債費比率は0.8ポイント増加しています。これは、平成28年度に借り入れた歴史民俗資料館等整備事業や小林公民館整備事業などの財源とした合併特例事業債や臨時財政対策債などの元金償還の開始により、地方債の元利償還金の額が増加したことが主な理由です。

また、④将来負担比率は0.1ポイント減少しており、前年度と比べて市の将来的な負担が減っていることを示しています。

なお、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、⑤資金不足比率については、各会計とも黒字のため表示していません。

財政健全化法の基準で見た場合、市は早期に健全化のための対応を必要と

する状況にはなっていません。

しかし、地方交付税に依存していることや借金残高が多いことなど、財政状況が厳しいことには変わりはありません。こうした点にも注意しながら、今後も財政の健全化を図ってまいります。

令和2年度の市の指標一覧

5つの目安	市の数値 (前年度比)	早期の対応が必要となる基準
①実質赤字比率	-	12.08%以上
②連結実質赤字比率	-	17.08%以上
③実質公債費比率	7.3% (+0.8ポイント)	25.0%以上
④将来負担比率	65.9% (▲0.1ポイント)	350.0%以上
⑤資金不足比率	-	20.0%以上

